

# 第六次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

《 計画期間:令和8年度～令和12年度 》

令和8年3月  
川越地区消防組合

## 目次

### 第1章 基本的事項

---

1 背景	1
(1)地球温暖化の影響	1
(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
(4)本組合のこれまでの取組と計画改定の必要性	2
2 計画の基本的事項	3
(1)計画の目的	3
(2)計画期間と基準年度	3
(3)計画の対象範囲	3
(4)対象とする温室効果ガス	3
(5)計画の位置付け	4
(6)SDGs(持続可能な開発目標)との関わり	4

### 第2章 前計画(第五次計画)の取組状況

---

1 第五次計画の概要	5
2 温室効果ガス排出量の状況	6
(1)温室効果ガス排出量の推移	6
(2)温室効果ガスのガス種別排出量	6
(3)温室効果ガスの活動別排出量と排出割合	7
(4)エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量とエネルギー使用量の推移	8
3 エネルギー使用量の目標等に係る進捗状況	9
4 温室効果ガス排出削減に向けた課題	10

### 第3章 第六次計画の目標

---

1 「第六次計画」の方向性	11
(1)温室効果ガス排出削減目標設定の考え方	11
(2)目標達成に向けた取組内容についての考え方	12
2 温室効果ガス排出削減目標	16
(1)温室効果ガス排出削減目標	16
(2)ガス・エネルギー種別温室効果ガス排出量及び活動量の削減目標	17

## 第4章 目標達成に向けた取組

---

1 取組体系	19
2 取組内容	19
基本方針1 事務事業における環境配慮行動の推進	19
基本方針2 設備・機器等の省エネルギー化の推進	21
基本方針3 施設計画時における環境配慮	22

## 第5章 推進・管理体制

---

1 体系	23
2 推進・管理体制	23

## 参考資料

---

1 温室効果ガス排出量の算定方法	25
2 用語解説	27

(「用語解説」に掲載している用語には、「\*」マークを付しています。)

# 第 1 章 基本的事項

---

## 1 背景

### (1) 地球温暖化の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されてるほか、我が国においても極端な気温(真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数の増加、冬日の減少)、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が現れています。

2021年(令和3年)8月に公表された IPCC\*「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後も、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議\*(COP21)において、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス\*の人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

2018年(平成30年)に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年(令和32年)頃に正味ゼロとすることが必要とされました。この報告書を受け、世界各国で、2050年(令和32年)までのカーボンニュートラル\*を目標として掲げる動きが加速し、2021年(令和3年)10月から11月にかけて英国スコットランド・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)では、2℃目標より高い目標の1.5℃目標を目指すことや世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

### (3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年(令和2年)10月、我が国は、2050年(令和32年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021年(令和3年)5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律\*が一部改正され、基本理念に「脱炭素社会の実現」が位置付けられました。

2021年(令和3年)10月には、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で46%の削減を目指す、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを目標に掲げた「地球温暖化対策計画\*」が閣議決定されるとともに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(以下「政府実行計画\*」という。)」の改定が行われ、政府の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減目標を2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で50%削減に見直し、政府が率先して太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車\*の導入、照明のLED化、再生可能エネルギー電力\*の調達等について実行する方針が示されました。

2025年(令和7年)2月には、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として「2035年度(令和17年度)、2040年度(令和22年度)において、温室効果ガスを2013年度(平成25年度)からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という削減目標が位置付けられました。併せて、「政府実行計画」の改定も行われ、政府の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを「2035年度(令和17年度)に65%削減・2040年度(令和22年度)に79%削減(いずれも2013年度(平成25年度)比)」の新たな目標が設定されました。

### (4)川越地区消防組合のこれまでの取組と計画改定の必要性

川越地区消防組合(以下「本組合」という。)では、1999年(平成11年)2月に、本組合の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出削減に向けた計画として「川越地区消防組合環境にやさしい率先実行計画(第一次計画)」を策定しました。

その後、4度の改定を経て、直近では、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までを計画期間とする「第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「第五次計画」という。)」の推進により、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

「第五次計画」策定後に、国内外においてカーボンニュートラルを目指す動きが加速し、川越市においても、2021年(令和3年)5月に、2050年(令和32年)に市域から排出される二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明しました。

本組合においても、国や川越市がカーボンニュートラルの実現に向け舵を切り、走り始めた状況を踏まえ、削減目標や取組内容を改めて設定しなおす必要性を鑑みて、「第六次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「第六次計画」という。))を策定するものです。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

この計画は、地球温暖化防止に資するため、本組合自らが行う事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出削減に向けた取組を実行するとともに、取組を通じて、市民・事業者・民間団体による自発的な環境配慮行動を促進することで、本組合区域から排出される温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とします。

### (2) 計画期間と基準年度

本計画の期間は、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

また、基準年度については、「地球温暖化対策計画」に即するとともに、前計画(第五次計画)からの一貫性の観点から、2013年度(平成25年度)とします。

第六次計画 計画期間	2026年度(令和8年度)から 2030年度(令和12年度)までの5年間
基準年度	2013年度(平成25年度)
第六次計画目標年度	2030年度(令和12年度)

### (3) 計画の対象範囲

消火活動、救急活動、救助活動等を含むすべての事務事業を対象とします。

また、本組合から委託されて施設の管理、運営を行う事業者等に対しても、本計画に準じた措置を講じるよう協力を求めます。

### (4) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定された7種類の物質うち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

温室効果ガスの種類	排出される主な活動
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気の使用
	燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガス)の使用
メタン(CH <sub>4</sub> )	家庭用機器における燃料の使用
	公用車(電気自動車を除く)の走行
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	ディーゼル機関、家庭用機器における燃料の使用
	公用車(電気自動車を除く)の走行
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	HFC封入カーエアコンの使用

※ パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)は、使用状況の把握が困難であるため、対象外とします。

## (5) 計画の位置付け

本計画の位置付けは、以下に示すとおりです。

### ■「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項で規定する「地方公共団体実行計画」

- 市の事務事業における「温室効果ガス排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画で、策定と公表が義務付けられています。

一部事務組合等の地方公共団体の組合は、地方自治法第 292 条の規定に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定が義務付けられます。

## (6) SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、世界全体で 2030 年(令和 12 年)をめざして明るい未来を作るための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(取組・手段)で構成された国際社会共通の目標です。

本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを以下に示します。

以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本組合の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取組を進めていきます。

	<b>「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」</b> すべての人が利用可能な、信頼性が高く持続可能な現代的エネルギーの確保。
	<b>「産業と技術革新の基盤をつくろう」</b> 災害に強く回復力のある(レジリエントな)インフラの整備、すべての人のための持続可能な産業化の促進、技術革新の推進。
	<b>「住み続けられるまちづくりを」</b> すべての人が受け入れられる、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換。
	<b>「つくる責任 つかう責任」</b> 持続可能な消費と生産パターンの確保。
	<b>「気候変動に具体的な対策を」</b> 気候変動とその影響への緊急対策の実施。
	<b>「海の豊かさを守ろう」</b> 持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保存と持続可能な方法での利用。
	<b>「陸の豊かさも守ろう」</b> 地上生態系の保護・回復・持続可能な利用促進、持続可能な森林管理、砂漠化対策、土地劣化の阻止と回復、生物多様性の損失阻止。

## 第2章 前計画(第五次計画)の取組状況

### 1 第五次計画の概要

前計画(第五次計画)の温室効果ガス排出削減目標等は、以下のとおりです。

計画期間	2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)まで
基準年度	2013年度(平成25年度)
対象範囲	消火活動、救急活動、救助活動等を含むすべての事務事業
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類
削減目標	温室効果ガス総排出量*を2025年度(令和7年度)までに、基準年度(2013年度(平成25年度))比18.1%削減する。

#### ■温室効果ガス排出削減目標

ガス種別	2013 (H25)	2025 (R7)	
	基準年度	第五次計画目標年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	目標排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	833.1	681.2	-18.2%
その他ガス	5.5	5.3	-4.7%
合計(温室効果ガス総排出量)	838.6	686.5	-18.1%

※ 端数処理により、合計(温室効果ガス総排出量)の値、基準年度比削減率が一致しないことがあります。

※ 「エネルギー起源 CO<sub>2</sub>」は、燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素を示します。

※ 「その他ガス」は、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量の合算値です。

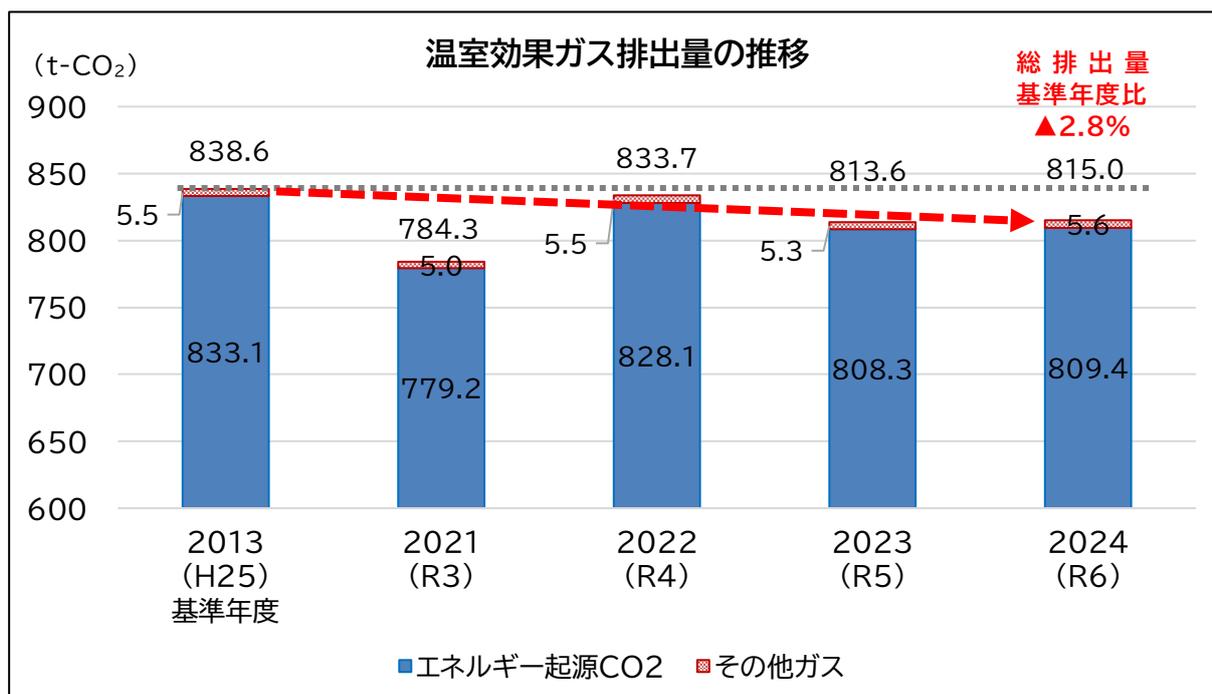
## 2 温室効果ガス排出量の状況

### (1) 温室効果ガス排出量の推移

2024 年度(令和 6 年度)の温室効果ガス総排出量は、815.0t-CO<sub>2</sub> で、基準年度に対して、2.8%減少となりました。

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、809.4t-CO<sub>2</sub> で、基準年度に対して、2.8%減少しました。

その他ガスは、5.6t-CO<sub>2</sub> で基準年度に対して、0.4%の増加となりました。



### (2) 温室効果ガスのガス種別排出量

ガス種別	2013 (H25) 基準年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	基準年度比
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )					
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	833.1	779.2	828.1	808.3	809.4	-2.8%
その他ガス	5.5	5.0	5.5	5.3	5.6	+0.4%
メタン	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	-22.0%
一酸化二窒素	4.1	3.9	4.5	4.1	4.2	+2.8%
ハイドロフルオロカーボン	1.0	0.8	0.6	0.9	1.0	+0.7%
合計(温室効果ガス総排出量)	838.6	784.3	833.7	813.6	815.0	-2.8%

※ 端数処理により、合計(温室効果ガス総排出量)の値、基準年度比削減率が一致しないことがあります。

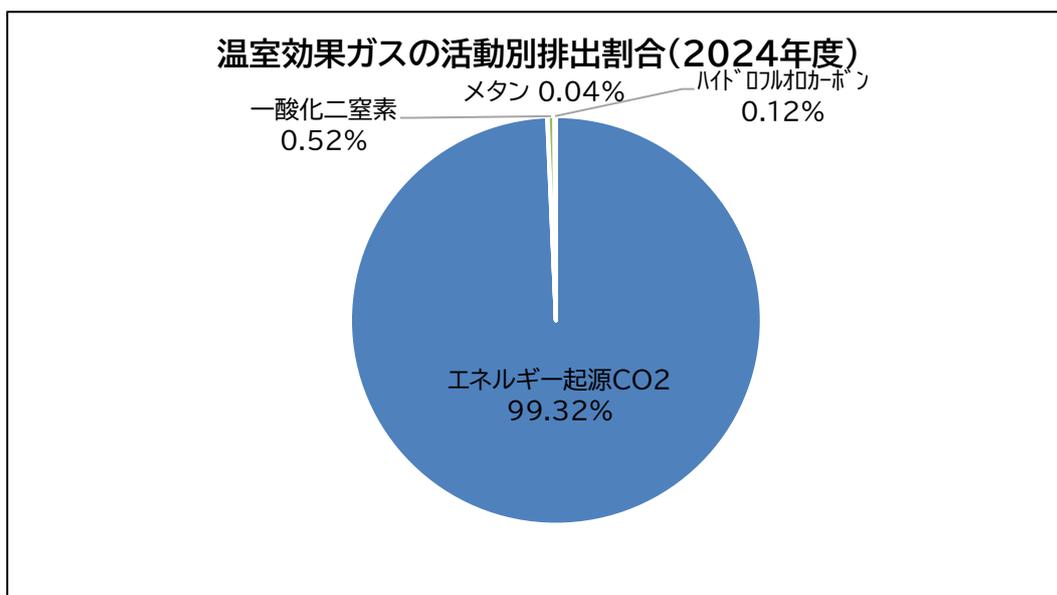
### (3) 温室効果ガスの活動別排出量と排出割合

2024年度(令和6年度)の温室効果ガスの活動別排出割合は、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量が430.5t-CO<sub>2</sub>で最も大きく、次いで公用車のガソリンの使用に伴う二酸化炭素排出量の255.8t-CO<sub>2</sub>、公用車の軽油の使用に伴う二酸化炭素排出量85.0t-CO<sub>2</sub>の順となっています。また、温室効果ガス排出量のうち、99%以上の割合をエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量が占めています。

(単位: kg-CO<sub>2</sub>)

ガス種別	排出活動	2013 (H25) 基準年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6) ※( )内は、温室効果ガス 総排出量に対する割合	
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	電気の使用	458,397	448,940	451,713	441,611	430,488	(52.82%)
	公用車の走行に伴うガソリンの使用	188,232	199,958	246,117	244,666	255,760	(31.38%)
	公用車の走行に伴う軽油の使用	101,061	78,515	85,166	84,403	84,963	(10.43%)
	ガソリンの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	1,949	723	554	304	720	(0.09%)
	灯油の使用	3,157	4,400	4,604	2,674	3,449	(0.42%)
	軽油の使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	960	46	0	0	46	(0.01%)
	LPGの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	34,525	33,174	30,077	23,975	26,195	(3.21%)
	都市ガスの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	44,788	13,472	9,908	10,638	7,785	(0.96%)
メタン	公用車(電気自動車を除く)の走行	301	292	341	308	316	(0.04%)
	灯油の使用	11	14	11	3	3	(0.00%)
	LPGの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	30	23	15	15	15	(0.00%)
	都市ガスの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	98	11	9	9	10	(0.00%)
一酸化二窒素	公用車(電気自動車を除く)の走行	4,078	3,890	4,492	4,086	4,222	(0.52%)
	灯油の使用	8	10	8	2	2	(0.00%)
	軽油の使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	1	0	0	0	1	(0.00%)
	LPGの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	7	5	4	4	4	(0.00%)
	都市ガスの使用(公用車の走行に伴う排出を除く)	24	3	2	2	2	(0.00%)
ハイドロフルオロカーボン	HFC封入カーエアコンの使用	980	801	633	897	987	(0.12%)
合計(温室効果ガス総排出量)		838,607	784,277	833,653	813,599	814,966	

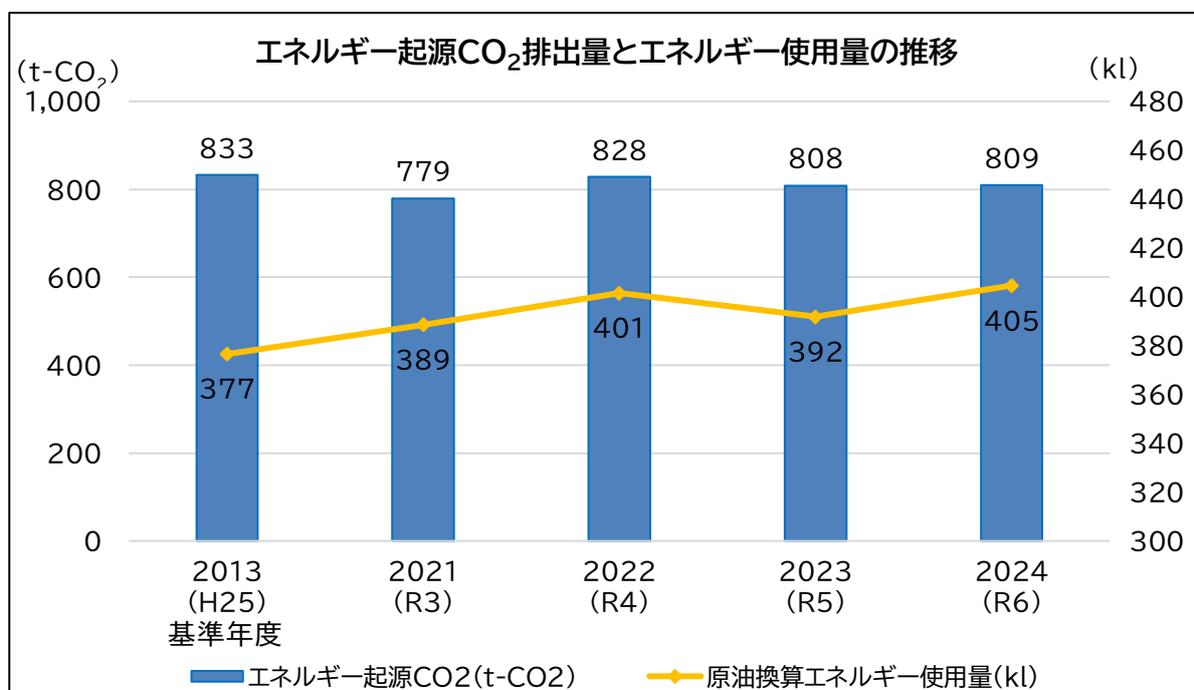
※ 端数処理により、合計(温室効果ガス総排出量)の値が一致しないことがあります。



#### (4) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量とエネルギー使用量の推移

調達する電力の排出係数\*の変動の影響により、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量とエネルギー使用量(原油換算値)の推移傾向はリンクしません。

2024 年度(令和 6 年度)のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出量は、基準年度に比べ 2.8%削減されていますが、2022 年度(令和 4 年度)以降は、800t-CO<sub>2</sub> を超える年度が続いています。エネルギー使用量(原油換算値)は、基準年度に比べると増加傾向にあり、近年は、400 kl/年度前後で推移しています。



※ 表中のエネルギー使用量には、非化石エネルギー(太陽光発電設備により発生した電力)の自家消費分を含めていません。

### 3 エネルギー使用量の目標等に係る進捗状況

「第五次計画」で設定したエネルギー使用量の削減目標又は取組目標に対する2024年度(令和6年度)までの進捗状況は、以下のとおりです。

項目	電力使用量	ガソリン 使用量	その他燃料使用 に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量※	コピー用紙 購入量	水道使用量	グリーン購入
単位	kWh	ℓ	t-CO <sub>2</sub>	枚	m <sup>3</sup>	—
2013 (H25) 基準年度	873,138	81,975	184.5	1,187,000	10,643	—
2021 (R3)	1,004,339	86,500	129.6	555,500	9,600	グリーン購入 に努めた
2022 (R4)	988,430	106,324	129.8	739,500	9,468	グリーン購入 に努めた
2023 (R5)	966,325	105,590	121.7	950,500	9,640	グリーン購入 に努めた
2024 (R6)	998,813	110,552	122.4	692,500	10,557	グリーン購入 に努めた
基準年度比	+14.4%	+34.9%	-33.6%	-41.7%	-0.8%	—
2025 (R7) 目標	基準年度比 12.0%削減	基準年度の使 用量以下	基準年度比 12.0%削減	基準年度比 13.6%削減	基準年度の使 用量以下	グリーン購入 に努める

※ 「その他燃料使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量」とは、灯油、軽油、LPG(液化石油ガス、プロパンガス)及び都市ガスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の合算値をいいます。

#### ■ 2024年度(令和6年度)における状況

- 「電力使用量」は、998,813kWh で、基準年度に対して 14.4%の増加となりました。施設の稼働率の向上や記録的猛暑による空調機器の使用などにより、電気の需要が高まっています。
- 「ガソリン使用量」は、110,552ℓで、基準年度に対して 34.9%の増加となりました。救急搬送件数が増えたことが、主な増加の要因として考えられます。

- 「その他燃料使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量」は、122.4t-CO<sub>2</sub> で、基準年度に対して 33.6%の削減となりました。
- 「コピー用紙購入量」は、692,500 枚で、基準年度に対して 41.7%の削減となりました。
- 「水道使用量」は、10,557 m<sup>3</sup>で、基準年度に対し 0.8%の削減となりました。
- 「グリーン購入」については、文具類、事務用品、消耗品などについて、環境に配慮した製品を積極的に選定しました。

#### 4 温室効果ガス排出削減に向けた課題

2024 年度(令和 6 年度)のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、約 53%が電気使用由来、約 32%が公用車の走行に伴うガソリン使用由来、約 10%が公用車の走行に伴う軽油使用由来のものとなっています。

ガソリン及び軽油の使用量の削減は、業務の性質上削減を進めることは難しいものと考えます。そのため、特に電力由来の温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日常業務において、空調・照明などの運用改善、設備更新時等の高効率化・省エネルギー化の徹底を継続的に推進していく必要があります。

## 第3章 第六次計画の目標

### 1 「第六次計画」の方向性

#### (1) 温室効果ガス排出削減目標設定の考え方

##### ① 期待される目標水準の検討

国の計画(「地球温暖化対策計画」、「政府実行計画」)や「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」などから、「第六次計画」における温室効果ガス排出削減目標として適当な水準を検討する必要があります。

《参考》各計画の目標削減率(いずれも 2013 年度比)

- ◆「地球温暖化対策実行計画」の削減目標  
2030 年度 46%削減、2035 年度 60%、2040 年度 73%削減
- ◆「政府実行計画」の削減目標  
2030 年度 50%削減、2035 年度 65%削減、2040 年度 79%削減
- ◆「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」  
2030 年度 46%削減
- ◆「小江戸かわごえ脱炭素宣言」  
2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ

##### ② 本組合の現状との整合

本組合の車両(消防車、救急車、指令車等)は、災害・救急事案発生時における迅速かつ確実な出動を最優先とする必要があり、常時即応体制を維持するため、自動車走行に伴うガソリン又は軽油の使用量の大幅な削減は困難です。また、気候変動に伴う熱中症や高齢化の進展等に伴う救急出動要請の増大により、自動車走行距離(燃料使用量)も増加していくことが予想されます。

#### 本組合における温室効果ガス排出削減目標の設定方法

- 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減目標については、「地球温暖化対策計画」において示される「業務その他部門」における 2030 年度の削減率(2013 年度 51%削減)に即して設定します。
- 電気以外の各エネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量の削減目標は、2024 年度(令和 6 年度)の実績以下を基準とします。

参考

「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス種別・部門別の排出削減率

温室効果ガス種別/ 部門別	2030年度の削減率 (2013年度比)	温室効果ガス種別/ 部門別	2030年度の削減率 (2013年度比)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	▲45%	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	▲15%
産業部門	▲38%	メタン(CH <sub>4</sub> )	▲11%
業務その他部門	▲51%	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	▲17%
家庭部門	▲66%	代替フロン等 4 ガス (HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、 NF <sub>3</sub> )	▲44%
運輸部門	▲35%		
エネルギー転換部門	▲47%		

(2) 目標達成に向けた取組内容についての考え方

「地球温暖化対策計画」において、「地方公共団体実行計画(事務事業編)」に関する取組は、「政府実行計画」に準じて取り組むこととされています。

「第六次計画」では、「政府実行計画」に掲げられた措置とその目標を参考にするとともに、本組合の現状を踏まえて、以下のとおり検討しました。

「政府実行計画」に掲げられた措置とその目標		「第六次計画」における方向性
措置	目標	
太陽光発電	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。	施設の新築時等において、太陽光発電設備の導入を検討し、設置容量を拡大していく必要があります。導入に当たっては、PPA やリースなどの民間の知見の活用も考えられます。また、導入済みの設備についても、点検・保守による適切な維持管理を行うことで、安定的かつ効率的な発電の確保に努める必要があります。
建築物の建築	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。	電力使用量が増加傾向にあることから、職員の取組や設備の運用改善による省エネルギーに継続的に取り組むとともに、設備導入・更新時においては、エネルギー効率の高い機器を選択していく必要があります。また、施設の新築時等は、ZEB などの建物の省エネルギー化を検討していく必要があります。

公用車	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。	「地球温暖化対策計画」に掲げられた「2035 年度までに乗用車の新車販売で電動車 100%」を見据え、緊急車両以外の公用車の更新時や新規導入時には、電動車(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車)の導入を検討していく必要があります。
LED 照明	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。	「地球温暖化対策計画」に掲げられた「2030 年度までに既存照明(ストック)の 100%LED 化」や 2027 年末までに一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が終了することを見据え、LED 照明未導入施設については、早急に更新を進めていく必要があります。
電力調達	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。	調達コストの動向等を踏まえつつ、再生可能エネルギー電力や低炭素電力の導入を検討していく必要があります。
GX 製品*	GX 製品を率先的に調達する。	「川越市グリーン購入基本方針」及び「川越市グリーン購入ガイドライン」を参考にするなどして、引き続き、環境に配慮した物品等の調達に努めていく必要があります。
廃棄物の 3R+ Renewable*	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミー*への移行を総合的に推進する。	引き続き、ごみの減量化・資源化の取組を推進していくとともに、会議資料や決裁の電子化を進めていくことで、紙使用量や紙ごみを減らしていく必要があります。
行動変容	職員にデコ活アクション(脱炭素社会の実現に向けた国民・消費者の行動変容)の実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。	職員全員が高い環境意識を持ち、職務遂行時には、常に環境に配慮した賢い選択を心がけるよう、呼び掛けを行っていく必要があります。

## 参考

### PPAとは？

「Power Purchase Agreement(電力購入契約)」の略称で、需要家が提供する敷地内に、PPA 事業者が太陽光発電設備を設置し、発電事業を実施。発電された電力を需要家へ有償で提供する仕組みをいいます。基本的に「初期費用ゼロ」で導入が可能なほか、維持管理の手間や費用が発生しません。ただし、需要家自らの判断で撤去や交換ができず、また契約期間も 15～20 年の長期間となります。なお、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置するものを「オンサイト PPA」、敷地外に設置するものを「オフサイト PPA」といいます。

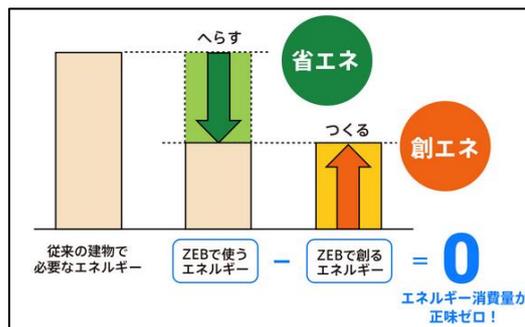
### (太陽光発電設備の)リースとは？

リース会社が、需要家が提供する敷地内に太陽光発電設備を設置し、所有。需要家は、一定額のリース料を支払って発電された電力を自家消費または売電する仕組み。初期費用を抑えつつ、電力使用量や電気料金を削減できます。なお、契約期間終了後に、設備が需要家に譲渡されるケースが多数です。

## 参考

### ZEBとは？

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、「ゼブ」と読みます。建物の断熱性能の向上と高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物のことです。現在、以下の 4 段階の ZEB シリーズが定義されています。



『ZEB』 (ゼブ)	基準一次エネルギー消費量から、省エネルギーにより 50%以上、再生可能エネルギー機器による創エネルギーで 100%以上の削減を実現している建築物。
Nealy ZEB (ニアリー ゼブ)	基準一次エネルギー消費量から、省エネルギーにより 50%以上、再生可能エネルギー機器による創エネルギーで 75%以上の削減を実現している建築物。
ZEB Ready (ゼブ レディ)	基準一次エネルギー消費量から、省エネルギーにより 50%以上の削減を実現している建築物。
ZEB Oriented (ゼブ オリエンテッド)	延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> 以上で、建物の用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し、更なる省エネルギーの実現に向けた未評価技術(WEBPRO において現時点で評価されていない技術)を導入した建物。

### デコ活アクションとは？

「デコ活」とは、二酸化炭素を減らす(De)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を意味する”活”を組み合わせた新しい言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

国が掲げる 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、環境省が中心となり展開されています。

省エネルギー家電の活用や食べ残しの削減、クールビズ・ウォームビズ、テレワークなど、衣食住・移動・買い物など生活全般にわたる 13 種類の具体的な取り組みが示されていますが、これに限定されず、脱炭素につながるあらゆる行動が「デコ活アクション」となります。



分類		アクション	
まずはここから	住	デ	電気も省エネ 断熱住宅(電気代を抑える断熱住宅に住む)
	住	コ	こだわる楽しさ エコグッズ(LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	カ	感謝の心 食べ残しゼロ(食品の食べきり、食材の使い切り)
	職	ツ	つながるオフィス テレワーク(どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでのCO <sub>2</sub> が下がる	住		高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移		環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住		太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣		クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住		ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食		地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移		できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買		はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住		宅配便は1度で受け取る

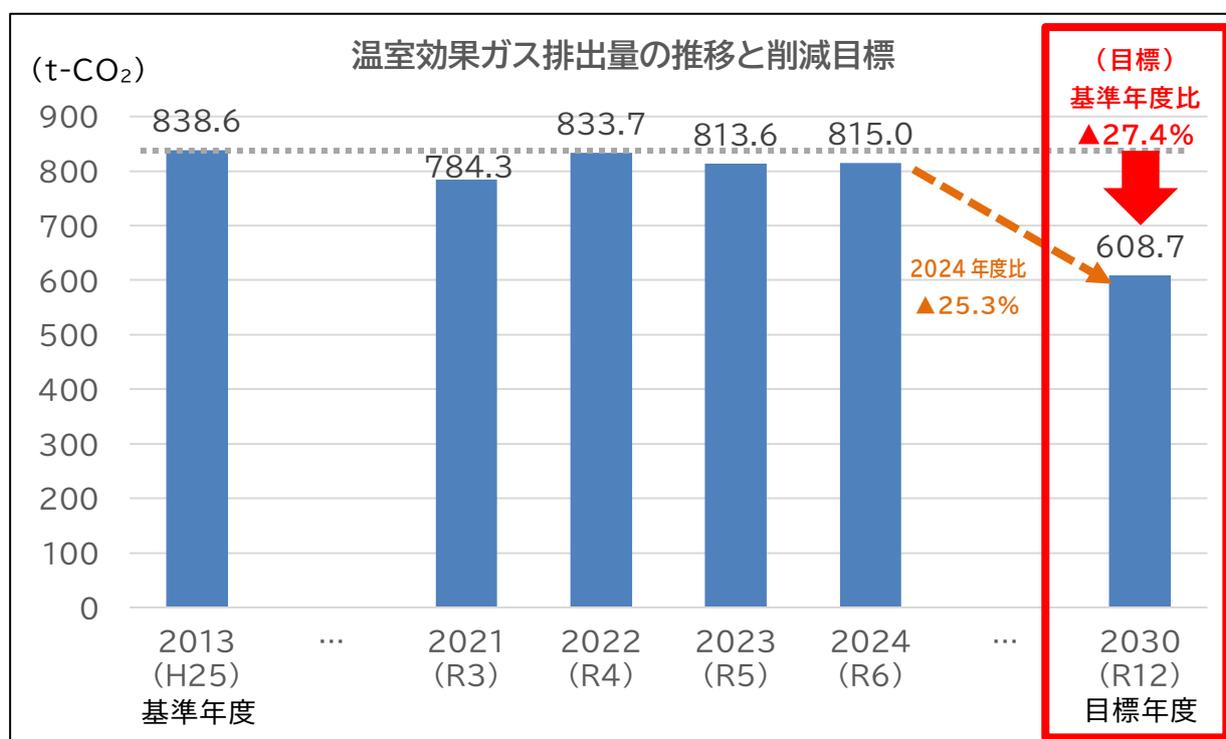
## 2 温室効果ガス排出削減目標

### (1) 温室効果ガス排出削減目標

本組合の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量を2030年度(令和12年度)に、基準年度(2013年度(平成25年度))比で、27.4%削減し、609t-CO<sub>2</sub>以下にすることを目指します。

温室効果ガス排出削減目標	
2030年度(令和12年度)における温室効果ガス総排出量を 2013年度(平成25年度)比で <b>27.4%</b> 削減	

項目	基準年度 (2013年度)	削減率	目標年度 (2030年度)
温室効果ガス総排出量	838.6t-CO <sub>2</sub>	▲27.4%	608.7t-CO <sub>2</sub>
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	833.1t-CO <sub>2</sub>	▲27.6%	603.1t-CO <sub>2</sub>
その他ガス	5.5t-CO <sub>2</sub>	+0.4%	5.6t-CO <sub>2</sub>



## (2) ガス・エネルギー種別温室効果ガス排出量及び活動量の削減目標

2030年度(令和12年度)において目標とするガス種別の温室効果ガス削減目標量と活動量(使用量、走行距離、焼却量など、排出活動の規模を表す指標)を、以下のとおり設定します。

ガス・エネルギー種別	2013 (H25)		2024 (R6)		2030 (R12)					
	基準年度		現状値		目標年度					
	活動量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	活動量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	目標活動量	目標活動量 2013比	目標活動量 2024比	目標排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	目標排出量 2013比	目標排出量 2024比
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		833.1		809.4				603.1	-27.6%	-25.5%
電気	873.1 千kWh	458.4	998.8 千kWh	430.5	816.8 千kWh	-6.5%	-18.2%	224.6	-51.0%	-47.8%
ガソリン	82.0 kl	190.2	110.6 kl	256.5	110.6 kl	+34.9%	0.0%	256.5	+34.9%	±0%
灯油	1.3 kl	3.2	1.4 kl	3.4	1.4 kl	+9.2%	0.0%	3.4	+9.2%	±0%
軽油	39.5 kl	102.0	32.9 kl	85.0	32.9 kl	-16.7%	0.0%	85.0	-16.7%	±0%
LPG	5.3 千m <sup>3</sup>	34.5	4.0 千m <sup>3</sup>	26.2	4.0 千m <sup>3</sup>	-24.1%	0.0%	26.2	-24.1%	±0%
都市ガス	20.7 千m <sup>3</sup>	44.8	3.6 千m <sup>3</sup>	7.8	3.6 千m <sup>3</sup>	-82.6%	0.0%	7.4	-83.5%	±0%
その他ガス		5.5		5.6				5.6	+0.4%	±0%
メタン		0.4		0.3				0.3	-22.0%	±0%
一酸化二窒素		4.1		4.2				4.2	+2.8%	±0%
ハイドロフルオロカーボン		1.0		1.0				1.0	+0.7%	±0%
合計(温室効果ガス総排出量)		838.6		815.0				608.7	-27.4%	-25.3%

※ 端数処理により、合計(温室効果ガス総排出量)の値、基準年度比及び2024年度比削減率が一致しないことがあります。

エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		
排出部門	エネルギー種別	設定方法
業務部門	電気	「政府実行計画」の「業務その他部門」における削減率に即し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を 2030 年度(令和 12 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比で 51%削減に設定。なお、削減量については、排出係数の改善を見込む。(「地球温暖化対策計画」で示される、2030 年度の全電源平均の排出係数 0.25 kg-CO <sub>2</sub> /kWh 程度の目標を参考とする。)
	ガソリン、軽油	消防業務の性質上、自動車走行に伴う使用量の削減が難しいことから、2024 年度(令和 6 年度)の使用量以下を維持。
	灯油、LPG	主に空調機器の使用に伴う排出であり、今後大幅な削減は見込めないため、2024 年度の排出量以下を維持。
	都市ガス	2024 年度(令和 6 年度)において、2013 年度(平成 25 年度)比で大幅な削減(▲82.6%削減)が達成できているため、2024 年度(令和 6 年度)の排出量以下を維持。
	ガソリン、軽油	消防業務の性質上、自動車走行に伴う使用量の削減が難しいことから、2024 年度の排出量以下を維持。

その他ガス	
ガス種別	設定方法
メタン 一酸化二窒素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の走行量(走行距離)を 2024 年度(令和 6 年度)と同量として算定。</li> <li>・ディーゼル機関、家庭用機器における燃料(灯油、軽油、LPG、都市ガス)の使用に伴う排出量と同量として算定。</li> </ul>
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用台数を 2024 年度(令和 6 年度)と同量として算定。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1 取組体系

第3章に掲げた「温室効果ガス排出削減目標」や「活動量の削減目標」を達成するために、以下に示す体系により各取組を推進していきます。

基本方針	取組の柱
1 事務事業における環境配慮行動の推進	① 省エネルギー行動の実践 ② 省資源化・ごみの減量化の実践 ③ 環境に配慮した物品等の調達
2 設備・機器等の省エネルギー化の推進	① 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入推進 ② 設備・機器の保守・管理、効率的な運用 ③ 公用車の電動化の推進
3 施設計画時における環境配慮	① 太陽光発電設備等の導入 ② 建物の省エネルギー化

### 2 取組内容

基本方針1	事務事業における環境配慮行動の推進
① 省エネルギー行動の実践	
項目	取組内容
照明	業務や市民サービスに支障がない時間・場所での消灯を徹底する。
	自然採光を活用し、業務や健康上の支障がない範囲で窓際の消灯を実施する。
	最後に職場を出る職員が消灯の確認を行う。
空調	市民等に不快感を与えないよう、一定の節度を保ちつつ服装を工夫し、自ら体感温度の調節をする。
	空調を必要としない時間・場所における電源 OFF を徹底する。
	冷房時は、カーテン、ブラインド、よしず等で遮光し、暖房時は自然光を取り入れ、空調機器の負担を低減する。
	最後に職場を出る職員が電源 OFF の確認を行う。

項目	取組内容
OA 機器	長時間使用しないときは、主電源を切り、待機電力の消費を削減する。
	省エネモードやスリープモードを活用する。
	退庁時には主電源を切り、可能な範囲でコンセントからプラグを抜く。
給湯	退庁時には給湯器等の種火を切る。
	ガスコンロや湯沸かし器は、必要量以上に沸かしすぎない。
公用車	緊急時を除き、エコドライブ*を実践する。
	ウェブ会議システムの活用などにより、出張機会(公用車を使用する機会)を削減する。
ワークライフバランスの確保	計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用などによる効率的な勤務体制を構築する。
その他	外部に工事や委託を発注する際は、本計画に掲げる環境配慮行動に準じた行動の実践について協力を求める。

② 省資源化・ごみの減量化の推進					
項目	取組内容				
コピー用紙	両面印刷、集約印刷、小冊子印刷を徹底する。				
	印刷プレビューで確認してから出力する。				
	ミスコピー用紙は機密文書を除き、試し刷り、メモ用紙等に活用する。				
	冊子類、資料等の印刷は必要最小限に留める。				
	会議では、プロジェクターやタブレット端末の活用などによるペーパーレス化を図る。				
	個人持ち資料は、必要最小限とし、部・課単位で共有する。				
	2030年度(令和12年度)におけるコピー用紙購入量の目標値を以下のとおり設定。				
		指 標	単 位	2024 (R6) 現状値	2030 (R12) 目標値
		コピー用紙購入量	枚	692,500	657,875
	水道	水の流しっぱなしや、水の出しすぎなどに注意し、節水に努める。			
2030年度(令和12年度)における水道使用量の目標値を以下のとおり設定。					
		指 標	単 位	2024 (R6) 現状値	2030 (R12) 目標値
		水道使用量	m <sup>3</sup>	10,557	10,557

項目	取組内容
ごみの減量化・資源化	商品を発注する際には、極力簡易包装を指定するなど、ごみになるものを少なくする。
	マイカップ・マイボトルの使用に努め、プラスチック製品の使用を抑制する。
	職場に分別ボックスを設置し、職場でのごみの分別、資源化を徹底する。
	封筒、パイプファイル等を再使用する。
	カードリッジ等は、業者に回収を要請し、リサイクルする。

③ 環境に配慮した物品等の調達	
項目	取組内容
物品購入	所属内での消耗品の備蓄や個人所有は、必要最小限に抑える。
	不要物品は、庁内で情報共有による有効活用などのリユースを行う。
	物品購入や印刷を外部発注する際は、「川越市グリーン購入基本方針」及び「川越市グリーン購入ガイドライン」を参考に、環境に配慮した物品等の調達に努める。
電力調達	電力調達に当たっては、エネルギー供給の安定性や調達コストの動向を踏まえつつ、低炭素電力や再生可能エネルギー電力の調達を検討する。

## 基本方針2 設備・機器等の省エネルギー化の推進

① 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入推進	
項目	取組内容
照明	既存施設を含めた施設全体の LED 照明の導入・転換を行う。
その他設備・機器	機器導入時及び更新時は、省エネルギー性能の高い空調設備や熱源設備、OA 機器などを導入する。

② 設備・機器の保守・管理、効率的な運用	
項目	取組内容
空調	年間を通して、室温が、冷房時には 28℃程度に、暖房時には 19℃程度になるように設定する。
	定期的にフィルターの清掃や吹出し口周辺の整理整頓を行う。
	フロン排出抑制法*に基づく「第一種特定製品」について、職員による簡易点検(3カ月に一回以上)を行うとともに、一定規模以上の機器では、第一種フロン類充填回収業者による定期点検(1年又は3年に一回)を行い、点検結果の記録と記録の保管を行う。
給湯	給湯温度を適切に設定する。
水道	水圧を適切に管理する。
	漏水点検を実施する。
太陽光発電設備	既存の太陽光発電システムの適切な管理と運用を行う。
全般	設備・機器等は、定期的な清掃及び保守、点検を実施し、適正な管理のもとエネルギーの損失等を防ぐよう努める。

③ 公用車の電動化の推進	
項目	取組内容
公用車	緊急車両以外の主に移動用途に係る公用車の更新時や新規導入時には、電動車(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車)を優先的に検討する。

<b>基本方針3</b>	<b>施設計画時における環境配慮</b>
--------------	----------------------

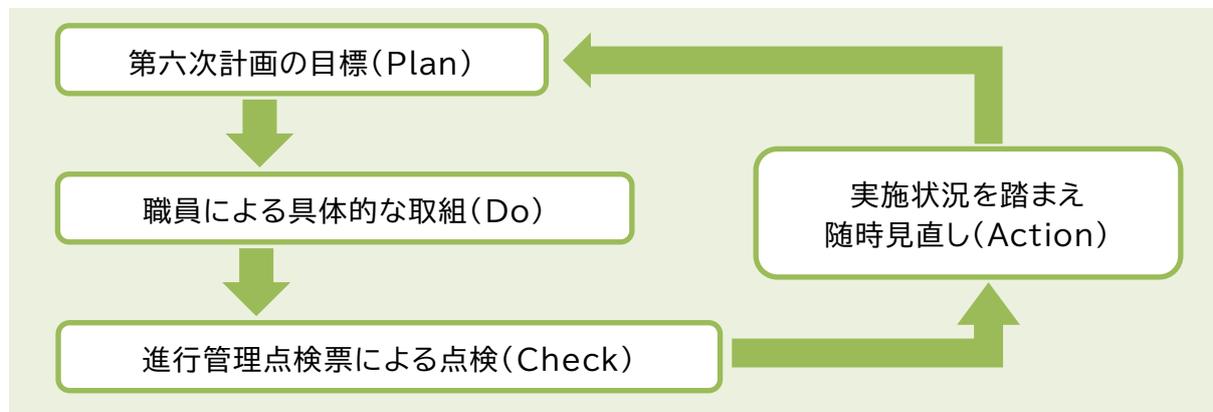
① 太陽光発電設備等の導入	
取組内容	
施設の新・増築・改修時には、自家消費可能な電力量に応じた規模の太陽光発電システムの導入を検討する。	
太陽光発電設備の導入と併せて、蓄電池の設置を検討する。	

② 建物の省エネルギー化	
取組内容	
コスト削減に向けた技術開発の動向を踏まえつつ、設計段階において建物の ZEB 化を検討する。	
施設改修時には、高効率エネルギー機器の導入にあわせ、自然採光や自然通風の利用、外皮断熱性能の向上の措置を行うなど、建物の省エネルギー化を検討する。	

## 第5章 推進・管理体制

### 1 体系

本計画は、PDCA サイクルを用いた「川越市環境マネジメントシステム」の運用による毎年度の継続的改善によって推進していきます。



### 2 推進・管理体制

- ① 毎年度、当該年度におけるエネルギー使用量等の削減目標や取組目標を設定。目標達成に向けた取組を実行します。
- ② エコ推進員（各所属又は施設において、環境にやさしい取組を推進する担当者。）は、四半期毎にエネルギー使用量等の各種データを「進行管理点検票」に記録し、所属（施設）における実施状況等を点検。所属長（施設長）の決裁を受けた後、消防局総務課へ提出します。
- ③ 消防局総務課は、消防組合全体の実施状況及び市民や職員から寄せられた環境に関する意見・提案等を取りまとめ、消防局長及び「川越市環境マネジメントシステム」運用事務局（川越市環境政策課）へ提出します。
- ④ 年度終了後、川越市環境政策課は、市役所及び消防組合における実施状況や市民や職員から寄せられた環境に関する意見等を取りまとめ、環境推進会議へ報告します。
- ⑤ 環境推進会議は、年度間の実施状況を評価するとともに、継続的改善のための方針を検討し、その結果を市長に報告します。
- ⑥ 市長は、環境推進会議における評価・検討結果等を踏まえ、取組の改善について必要に応じて指示を出します。
- ⑦ 各所属（施設）は、市長の指示事項を次年度以降の取組にフィードバックします。
- ⑧ 各年度における実施状況等を「川越市環境マネジメントシステム実施報告書」により公表します。



## 参考資料

### 1 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.2.0」(令和 7 年 3 月大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室)に準拠して行います。

温室効果ガスの物質ごとの排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第 3 条第 1 項各号の規定に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することより算定します。活動の区分ごとの排出量は、当該活動の「活動量(使用量、走行距離、焼却量など、排出活動の規模を表す指標)」に、各活動固有の「排出係数」を乗じることにより算定します。

$$\text{活動の区分ごとの温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

温室効果ガス総排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 5 項の規定に基づき、温室効果ガスの物質ごとに算定された排出量に、当該物質の「地球温暖化係数\*」を乗じて得た量を合計することにより算定します。

$$\text{温室効果ガス総排出量} = (\text{温室効果ガスの物質ごとの排出量} \times \text{各地球温暖化係数}) \text{で得た量の合計}$$

活動量は、「川越市環境マネジメントシステム」の運用により集計します。

排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.2.0」に示される係数(電気及び都市ガスについては、以下を参照。)を用います。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」の改正等により、算定方法に変更が生じた場合は、その施行日以降に算定するものについては、改正後の算定方法を用います。

#### 【電気及び都市ガスの排出係数について】

「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」及び「都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量」については、環境大臣及び経済産業大臣より毎年公表・告示される事業者別排出係数(基礎排出係数)を用いて算定します。

なお、各年度の電力使用及び都市ガス使用に伴う温室効果ガス排出量は、その前年度の排出係数に基づいて算出します。例えば、2025 年度(令和 7 年度)の温室効果ガス排出量は、2024 年度(令和 6 年度)の排出係数に基づいて算出します。

■「第六次計画」で用いる温室効果ガス排出係数・地球温暖化係数

		単位	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	
地球温暖化係数		CO <sub>2</sub> /GHG	1	28	265	1300	
電力		kg-GHG/kwh	※				
燃料 使用量	ガソリン	kg-GHG/ℓ	2.32				
	灯油	kg-GHG/ℓ	2.49				
	軽油	kg-GHG/ℓ	2.58				
	A重油	kg-GHG/ℓ	2.71				
	LPG(液化石油ガス、プロパンガス)	kg-GHG/m <sup>3</sup>	6.54				
	都市ガス	kg-GHG/m <sup>3</sup>	※				
	定置式	ガス・ ガソリン機関	LPG(液化石油ガス、プロパンガス)	kg-GHG/m <sup>3</sup>	0.0059	0.000068	
			都市ガス	kg-GHG/m <sup>3</sup>	0.0023	0.000027	
		ディーゼル機関	灯油	kg-GHG/ℓ		0.000062	
			軽油	kg-GHG/ℓ		0.000064	
			A重油	kg-GHG/ℓ		0.000066	
			LPG(液化石油ガス、プロパンガス)	kg-GHG/m <sup>3</sup>		0.000187	
	都市ガス	kg-GHG/m <sup>3</sup>		0.000074			
	家庭用 機器	灯油	kg-GHG/ℓ		0.00035	0.000021	
		LPG(液化石油ガス、プロパンガス)	kg-GHG/m <sup>3</sup>		0.0005	0.00001	
都市ガス		kg-GHG/m <sup>3</sup>		0.00019	0.0000039		
自動車 の走行量	ガソリン-LPGを燃料とする普通・小型乗用車(定員10名以下)		kg-GHG/km	0.000010	0.000029		
	ガソリン 車	乗用車(定員11名以上)	kg-GHG/km	0.000035	0.000041		
		軽乗用車	kg-GHG/km	0.000010	0.000022		
		普通貨物車	kg-GHG/km	0.000035	0.000039		
		小型貨物車	kg-GHG/km	0.000015	0.000026		
		軽貨物車	kg-GHG/km	0.000011	0.000022		
		特殊用途車	kg-GHG/km	0.000035	0.000035		
	軽油 車	普通・小型乗用車(定員10名以下)	kg-GHG/km	0.000002	0.000007		
		乗用車(定員11名以上)	kg-GHG/km	0.000017	0.000025		
		普通貨物車	kg-GHG/km	0.000015	0.000014		
		小型貨物車	kg-GHG/km	0.0000076	0.000009		
		特殊用途車	kg-GHG/km	0.000013	0.000025		
	天然 ガス	乗用車、軽乗用車、小型貨物車、軽貨物車	kg-GHG/km	0.000013	0.0000002		
		普通貨物車	kg-GHG/km	0.000093	0.000013		
		特殊用途車	kg-GHG/km	0.000105	0.000015		
バス		kg-GHG/km	0.00005	0.000038			
HFC	HFC封入カーエアコンの使用		kg-GHG/台			0.01	
	HFC封入カーエアコンの廃棄時の漏えい量		kg-GHG/kg			1	
	HFC含有噴霧器(エアゾール)、消火剤からの排出量、廃棄時の排出量		kg-GHG/kg			1	
一般廃棄物 焼却量	連続燃焼式(資源化センター、東清掃センター)		kg-GHG/t	0.00095	0.0567		
	廃プラスチック量(合成繊維の廃棄物)		kg-GHG/t	2,290			
	廃プラスチック量(合成繊維以外)		kg-GHG/t	2,770			
笑気ガス(麻酔剤)の使用量		kg-GHG/kg			1		
下水処理量		kg-GHG/m <sup>3</sup>		0.00088	0.00016		
し尿処理施設で処理した生し尿、浄化槽汚泥		kg-GHG/m <sup>3</sup>		0.038	0.00093		
合併処理浄化槽、既設単独処理浄化槽、農業集落排水処理対象人員		kg-GHG/人		0.59	0.023		

※ 「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」及び「都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量」については、環境大臣及び経済産業大臣より毎年公表・告示される事業者別排出係数の「基礎排出係数」を用います。

## 2 用語解説

(あ行)

### エコドライブ

無駄な燃料消費を抑え、二酸化炭素排出量を削減する運転方法。エコドライブ普及連絡会では、「エコドライブ 10 のすすめ」として、以下の取組を励行している。

1	自分の燃費を把握しよう
2	ふんわりアクセル「e スタート」 (5秒で時速20km程度を目安に発進)
3	車間距離にゆとりをもって、 加速・減速の少ない運転
4	減速時は早めにアクセルを離そう
5	エアコンの使用は適切に
6	ムダなアイドリングはやめよう
7	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8	タイヤの空気圧から始める点検・整備
9	不要な荷物はおろそう
10	走行の妨げとなる駐車はやめよう

### 温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーは、地表を温め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。この放出された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称を温室効果ガスという。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスと定義している。

### 温室効果ガス総排出量

二酸化炭素をはじめとする複数の温室効果ガスの排出量を、それぞれのガスの温室効果の強さに応じて二酸化炭素の量に換算して、合算した総量のこと。

(か行)

### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

### 気候変動枠組条約締約国会議

地球温暖化対策の国際ルールを決める国連の最高意思決定機関で、毎年開催され、温室効果ガス排出削減目標の設定やパリ協定などの国際ルールの策定、各国の進捗状況の評価・議論が行われる。

(さ行)

### 再生可能エネルギー電力

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギー(再生可能エネルギー)を活用して発電した電力のこと。二酸化炭素排出量はゼロとなる。

### サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すこと。

### 政府実行計画

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の略称。地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づき、政府(各府省庁)が自らの事務・事業活動において、温室効果ガスの排出削減や吸収源の保全及び強化のために行うべき具体的な措置を定めた計画。

(た行)

### 地球温暖化係数

二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるのかを示した数字で、高いほど温暖化への影響が大きい。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策に関し、「地球温暖化対策計画」を策定するとともに、社会経済活動その他活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることを等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。また、同法では、国や地方公共団体に対し、温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定や公表を義務付ける。

### 電動車

動力源をエンジンのみでなく、電化することで二酸化炭素の排出を低減することを実現した車の種類のこと。ハイブリッド車(HV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)の4つを指す。

(は行)

### 排出係数

活動量当たりに排出される温室効果ガスの量を示す指標。

### フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称。地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制を目的に、業務用のエアコン・冷凍/冷蔵機器(第一種特定製品)の管理者に対し、機器の適切な管理(点検の実施、点検等履歴の保存、漏えい量の算定・報告など)を義務付ける法律。

(アルファベット)

### GX 製品

GX は、「Green Transformation」の略語。GX 製品とは、企業の脱炭素投資によって生み出された価値(GX 価値)を有する製品やサービスのこと。または、原材料の調達から廃棄・リサイクルまでのライフスタイル全体で排出される温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)が小さいものこと。

### IPCC

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略語で、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)によって設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル」のこと。各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることを役割とするが、自ら研究を行うのではなく、世界中の科学論文などを基に、定期的に報告書を作成・公表する。

### 3R+Renewable

従来の廃棄物の発生を抑制する「Reduce(廃棄物の発生を抑制する)」、「Reuse(一度使用して不要になったものをそのままの形で再使用する)」、「Recycle(一度使用して不要になったものを回収し、原材料やエネルギー源として利用する)」の3Rの取組に、「Renewable(再生不可能な資源から再生可能な資源に転換すること)」を加えた概念。

## 第六次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和8年3月策定 川越地区消防局 総務課

〒350-0823 埼玉県川越市神明町 48 番地 4

電 話 049-222-0741(直通)

F A X 049-226-7291

E - m a i l soumu★union.kawagoe119.lg.jp

(@を★に変換しています。)